

議題（１）規約・規程の改正（案）について

1. 箕面市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）

（１）改正理由

会議の開催通知について、書面での通知に加え、電子メールによるデータ送付を可能とするため、本規約を改正するものである。

（２）改正内容（参考資料①）

第11条第2項中、「書面をもって、委員に通知しなければならない。」を「書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む）をもって、委員に通知しなければならない。」に改める。

なお、本規約改正は令和4年7月5日から施行する。

（３）新旧対照表

旧	新
第11条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第9条第1項第3号に該当する場合は、監事が招集する。	第11条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第9条第1項第3号に該当する場合は、監事が招集する。
2 会議の招集は、少なくとも、その開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、委員に通知しなければならない。	2 会議の招集は、少なくとも、その開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面（ <u>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む</u> ）をもって、委員に通知しなければならない。
3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。	3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
4 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。	4 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
5 前各項に規定するもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議運営規程で定める。	5 前各項に規定するもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議運営規程で定める。

2. 箕面市地域公共交通活性化協議会分科会規程の改正（案）

（1）改正理由

本市役職変更等に伴い、本規程を改正するものである。

（2）改正内容（参考資料②）

第3条に基づく別表1中、「箕面営業室長」を「箕面営業室 担当室長」に改め、別表2中、「国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 高槻維持出張所の担当係長」を「国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 高槻維持出張所 出張所長」に、「株式会社ジェットの代表」を「株式会社萬栄の代表（ジェット）」に改める。

なお、本規程改正は令和4年7月5日から施行する。

（3）新旧対照表

旧		新	
別表1（第3条関係） （路線バス網再編検討分科会）		別表1（第3条関係） （路線バス網再編検討分科会）	
	構 成 員		構 成 員
1～12	略	1～12	略
13	箕面市 地域創造部 箕面営業室長	13	箕面市 地域創造部 箕面営業室 <u>担当室長</u>
14～15	略	14～15	略
別表2（第3条関係） （オレンジゆずるバス再編検討分科会） （専門部会）		別表2（第3条関係） （オレンジゆずるバス再編検討分科会） （専門部会）	
	構 成 員		構 成 員
1～2	略	1～2	略
3	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 高槻維持出張所の担当係長	3	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 高槻維持出張所 <u>出張所長</u>
4～8	略	4～8	略
（市民部会）		（市民部会）	
	構 成 員		構 成 員
1～3	略	1～3	略
4	株式会社ジェットの代表	4	株式会社 <u>萬栄の代表（ジェット）</u>
5～12	略	5～12	略